



うめ

SKJ 通信

税理士法人 SKJ

〒350-1306
埼玉県狭山市富士見2-4-5
TEL 04-2957-5777
FAX 04-2950-1033

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

国 税 / 平成30年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税 / 贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税 / 1月分源泉所得税の納付

2月12日

国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税 / 6月決算法人の中間申告

2月28日

国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合)

2月28日

国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月28日

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	.	.

ワン
ポイント

休眠預金 2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等のこと。2018年1月の休眠預金等活用法施行により、休眠預金となると、所定の機関に移管され民間公益活動に活用されます。ただし、休眠預金となっても取引のあった金融機関で必要な手続きを行えば引き出すことは可能です。

障害者差別解消法

法律の施行

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されました。この法律の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の2本柱で構成されています。

法制定の背景

平成18年に国連で、障害者の人権や基本的自由を保障することと、障害者の尊厳を尊重することを促進するための国際条約である、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。日本は平成19年にこの条約に署名し、国内法の整備を進めてきました。平成23年には、この条約の趣旨を踏まえて障害者基本法を改正し、障害を理由として差別をすることなど、障害者の権利利益を侵害する行為を禁止しています。

障害者差別解消法は、障害者基本法に定める差別の禁止の基本原則を具体化するために定められた法律で、平成25年に制定されました。そして、この法律の制定などの一連の障害者施

策についての取り組みの成果を踏まえて、平成26年1月に先ほどの国際条約を締結しました。

法の対象範囲

この法律の対象となる「障害者」は、障害者手帳を持っている人に限られていません。身体障害、知的障害、精神障害など心や身体のはたらきに障害がある人で、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人が対象です。

「事業者」については、会社やお店といった同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人を行います。個人・法人の別や営利・非営利の別を問わないので、個人事業者やボランティア活動を行うグループも対象になります。

不当な差別的取扱いの禁止

この法律では、国や都道府県、市町村などの役所、会社やお店などの事業者が、障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。正当な理由があると判断した場合は、障害者に対してその理由を説明して、理解を得る必要があります。

不当な差別的取扱いの具体例としては、障害者本人を無視して介助者や付き添

いの人だけに話しかけることや、学校の受験や入学を拒否すること、介助者などが一緒にいないと店に入れさせないといった行為が挙げられます。

合理的配慮の提供

この法律で規定される「合理的配慮」とは、障害者が感じている社会的な障壁について障害者から取り除くことを求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。もし障害者から求められたことを実施することについて負担が重すぎる場合、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別の方法を提案するなど話し合いをして、理解を得るように努めることが求められます。

合理的配慮の具体例としては、障害者の障害特性に応じて座席を決めることや、段差がある場合に簡易スロープなどを使って補助することなどが挙げられます。

事業者を所管する役所は、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応指針を定めることとされています。この対応指針は障害者の意見を聴きながら作ることとされており、事業者は対応指針を参考に、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

保険診療と保険外診療

保険で認められている治療法と保険で認められていない治療法を併用することを「混合診療」といいます。混合診療は原則として禁止されていて、全体について自由診療とされます。混合診療が認められないのは、保険診療があるにもかかわらず患者に対して保険外診療を勧めることが一般化されることで患者の負担が不当に拡大するおそれがあることや、安全性や有効性について科学的な根拠がない特殊な医療が保険診療と併せて実施されるおそれがあることが懸念されるからです。

保険外併用療養制度

平成18年に健康保険法が改正され、従来の特定期療養費制度が見直されました。この改正では、保険診療との併用が認められる療養として、「評価療養」「患者申出療養」「選定療養」が決められました。このうち評価療養と患者申出療養は、保険導入のための評価を行うもので、選定療養は保険導入を前提としないものです。

保険外併用療養制度に該当する療養を受けた場合、療養全体にかかる費用のうち、入院基本料などの基礎的部分については保険適用とし、それ以外の部分については保険適用外として全額を患者の自己負担としています。

先進医療

先進医療は評価療養の一



つで、将来的に保険導入が期待されている医療技術で、厚生労働大臣が承認したものです。平成30年11月1日現在で、先進医療は92種類あります。保険診療と先進医療との併用を認めることで、患者の選択肢が増え、利便性が向上するという考えから、保険診療との併用が認められています。

先進医療は先進医療Aと先進医療Bに分類されます。先進医療Aは、未承認の医薬品や医療機器の使用を伴わない医療技術などを、先進医療Bは、未承認の医薬品や医療機器の使用を伴う医療技術などを指します。

先進医療に対する保障

医師などによる一般的な診療は、公的な医療保険から医療費の支払いがあるので、自己負担する医療費は最高でも3割で済みます。さらにこの自己負担分についても、1ヶ月で一定額を超えた場合は、その超えた金額が支給される高額療養費制度もあります。従って

年齢や所得に応じた差はありますが、一般的な診療について、自分自身が支払う医療費には、上限がありません。

一方で先進医療の技術料については、公的医療保険の適用がありませんので、全額を自己負担する必要があります。先進医療によって異なりますが、技術料が300万円を超える先進医療もあり、患者にとっては大きな負担になります。

民間の保険会社には、先進医療の技術料を保障する医療保険を取り扱っている会社があります。その保険商品の多くは、入院給付金などの主契約に特約として先進医療に対する保障を付けるものです。しかし中には先進医療に対する保障に特化した保険商品を取り扱っている民間の保険会社もあるようです。

先進医療を受ける注意点

先進医療を受ける場合も、病院にかかる手続きは、一般の保険診療の場合と同じです。先進医療を行うとき保険医療機関は、あらかじめ患者に対して先進医療の内容と費用に関して説明を行い、患者から文書による同意を得る必要があります。そしてその費用については、社会的にみて適切な範囲の額とされています。先進医療を受けると、医療の内容についての明細が書かれた領収書が発行されますが、所得税の医療費控除を受ける場合に必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

元号

今年の4月30日に天皇陛下が退位され、翌日の5月1日に皇太子さまが即位されます。同時に改元も行われ、「平成」は31年4月30日で終わることになります。

元号については、昭和54年に施行された元号法という法律があります。この法律には、「元号は政令で定める」と規定されています。また「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」とされています。昭和から平成への改元では、昭和64年1月7日に「元号を改める政令」が交付されました。この政令では、新しい元号を「平成」にすることと、この政令が交付された日の翌日から施行されることが規定されていたので、翌1月8日から「平成」に改元されました。

改元があった場合、「平成32年」などのように従来の元号を用いた法律上の文言はどのようになるのでしょうか。昭和から平

成への改元のときは、改元だけを理由とした法律改正は行われず、例えば「昭和65年」などの表記は残ったままでした。ちなみに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、法律上は「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会」と言うそうです。今回の改元では法律改正を行うのか行わないのか、注目されます。

日本で初めての元号は西暦645年に始まった「大化」です。それから「平成」まで247の元号が誕生しました。元号に使われた漢字は全部で72文字あるそうです。それらの漢字のうち最も多く使われたものは「永」で、実に29回も使われています。平成の「平」は12回、「成」は1回しか使われていません。次の元号は何になるのか、公表時期は改元の1か月前が想定されています。

グリーンダウン

羽毛は水鳥から採取されますが、近年急激に需要が増えてきており、世界的に不足傾向にあります。古い羽毛布団やダウンジャケットなどは、ゴミとして捨てられることが多いですが、実は羽毛は再生することが可能な資源です。捨てられるはずのダウン製品を回収して羽毛を取り出し、洗浄・乾燥などの工程を経て新しい製品として再生する、グリーンダウンが注目されています。

一般社団法人Green Down Projectでは、羽毛循環サイクル社会の実現を目指して、活動を進めています。障害者施設を中心に仕組みの構築をしているので、障害者の就労支援になっています。

またダウン製品のゴミを削減することで、二酸化炭素の排出量の抑制につながっています。グリーンダウンの製品を扱うお店も増えているようです。

コンビニにおける雑誌の役割

コンビニの店頭で雑誌を販売する目的の一つに、外から立ち読み客が見えることで、店舗が繁盛している状況を演出する効果がありました。しかし、最近では立ち読みを禁止したり、立ち読みを防止するためのテープを雑誌に貼ったりするコンビニが増えています。

日本出版販売株式会社の調査によると、コンビニの出店数は二〇一七年に約五万六千店舗を超え、やや増加傾向にある一方、コンビニにおける出版物の売上は年々減少し、二〇〇一年は約五千億円だったのが、二〇一七年には約千五百億円程度まで減少しています。消費者も、コンビニに対して雑誌を充実させることは求めていないようで、コンビニの雑誌は客引きの役目を終えつつあるようです。